

毒キノコに注意してください!!



ツイッター



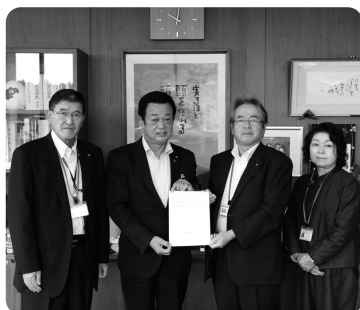
フェイスブック

例年、夏の終わりから秋にかけて、毒キノコを食用と間違えて採取し食べることに由来する食中毒が多発しています。

食用のキノコだと判断できない場合は、採らない、食べない、売らない、人にあげないようにしてください。「とちまる食の安全通信」(ツイッター・フェイスブック)で情報発信中です。

▼問合せ 栃木県保健福祉部生活衛生課 食品安全推進班
☎028-623-3114

農業のさらなる発展に向けて 町農業委員会から要望書が提出されました



左から井上会長職務代理、平山町長、高久会長、磯農業振興部会長職務代理

町農業委員会から町に「令和4年度町農地等利用最適化推進に関する意見及び町農業等施策並びに予算に関する要望書」が提出されました。内容は担い手の育成と支援対策、集落営農の推進など11項目です。提出された意見、要望等はその実現に向けた検討を行い、町農業委員会に回答します。

▼問合せ 農業委員会事務局
☎⑦69255

農業用軽油免税証の交付申請受付のお知らせ

令和4(2022)年分農業用軽油免税証の交付申請受付を次のとおり行いますので、手続きをお願いします。

令和3年に免税証の交付を受けた方は、手続きをする際に免税軽油の取引等にかかる報告書を提出してください。また、免税軽油を購入したことを証明する書類として、納品書、請求書等を添付してください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、交付方法が例年と異なります。

- 受付時に検温を行い、受付順に申請時間を指定します。その時間に再来場していただき交付申請を行います。
- この会場では追加の申請は受け付けません。2月14日(月)から大田原県税事務所で受け付けます。なお、県税事務所での受付には事前予約が必要です。12月15日(水)から下記の電話番号で受け付けます。
- 初めて申請する方は、事前に大田原県税事務所まで連絡してください。
- 体調の優れない方、1週間以内に発熱等の症状があった方は、後日申請する等の対応をお願いします。また、会場でのマスク着用にご協力ください。

■手続きに必要なもの

区分	使用者証	印かん	報告書	納品書等	耕作証明書 (300円)	機械のカタログ等 (型式・馬力確認)	交付手数料 (420円)
継続	○	○	○	○	○	○	—
更新	○	○	○	○	(面積に変更がある場合)	(機械に変更がある場合)	○

※受委託契約により交付を受けている方は、証明書等をお忘れないうちにお持ちください。

※交付申請会場での耕作証明書の発行はできませんので、新規申請の方、耕作面積に変更がある方、使用者証を紛失してしまった方等は、事前に農業委員会が発行する耕作証明書の交付を受けご用意ください。

■交付申請受付日程 (昨年配布したチラシと受付日および会場が変更となりましたのでご注意ください)

受付日	時間	場所	対象地区	
2月7日(月)	○午前9時15分～11時30分	文化センター 小ホール	芦野	
	○午後1時～3時		伊王野	
2月8日(火)	○午前9時15分～11時30分		※受付時間前に 整理券は配布し ませんのでご了承 ください。	高久・田中
	○午後1時～3時	田代・高原・室野井		
2月9日(水)	○午前9時15分～11時30分	上記以外の地区・上記日程に来られなかった方		
	○午後1時～3時			

■問合せ ○大田原県税事務所 ☎0287-23-4172 ○農林振興課農政係 ☎72-6911